

市・県民税の申告

相談は
完全予約制

2月8日(木)から、市・県民税の申告相談受付が始まります。

01 対象者

申告が必要な方

- ▼ 公的年金を受給している方で、医療費控除などの各種控除がある方
- ▼ 給与所得者で次のいずれかに当てはまる方
 - 勤務先から日立市に「給与支払報告書」が提出されていない
 - 昨年中に退職し、その後再就職していない
- ▼ 給与、公的年金以外の所得（営業、農業、不動産などの所得）がある方で、所得税の確定申告をする必要がない方

申告が不要な方

- ▼ 令和5年分所得税の確定申告書を税務署へ提出する方
- ▼ 上場株式等の譲渡所得等及び配当所得等に係る所得について、令和6年度（令和5年分）から、所得税と異なる課税方式を選択することができなくなりますので、ご注意ください。詳しくは、市民税課にお問い合わせください。
- ▼ 年末調整された給与所得のみで、勤務先から日立市に「給与支払報告書」が提出されている方
- ▼ 公的年金のみを受給している方で、医療費控除などの各種控除がない方

02 申告受付

申告の相談

- ▼ 相談は**完全予約制**です。
 - * 予約時間から30分以内に受付にお越しください。
- ▼ 下記の専用電話か専用サイトから申し込みください。

① 予約専用電話

☎ 0570-003-950

② 予約専用サイト (24時間受付)



予約受付期間 * 当日予約不可。
各会場の予約開始日（右表）の午前8時30分から3月14日(木)の午後5時まで
* ①の受付時間は平日の午前8時30分～午後5時

- ▼ 申告お知らせ通知が届いた方
同封の「お知らせ」に記載の予約番号で予約してください。



郵送で提出

相談会場での受付以外に、郵送で申告を受け付けています。

- ▼ 市HP「市民税・県民税仮計算・申告書作成システム」で申告書を作成できます（利用は1月下旬から）。作成した申告書は、次ページの「03 申告に必要なもの」を添付して市民税課へ郵送してください。

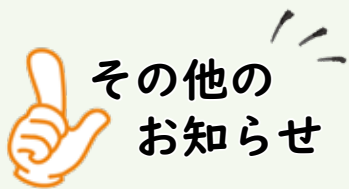
▼ 市・県民税申告相談受付会場・日程

とき	ところ	予約開始日
2月8日(木)・9日(金)	豊浦交流センター	1月22日(月)
2月13日(火)～16日(金)・19日(月)～21日(水)	消防本部3階講堂	1月24日(水)
2月26日(月)～28日(水)	十王総合健康福祉センター（ゆうゆう十王）	1月30日(火)
2月29日(木)	中里交流センター	2月1日(木)
3月4日(月)～7日(木)	久慈交流センター	
3月8日(金)・11日(月)～15日(金)	多賀市民プラザ	2月6日(火)

* 相談受付時間 = 各会場午前9時～午後3時30分の30分間隔（2月9日・21日・28日、3月7日は午前中のみ）

* 日高交流センターは工事のため、開設しません。

- ▼ ご自宅にパソコンがない方や、紙での市・県民税申告を希望する方は、用紙を郵送しますので、市民税課にご連絡ください。



介護認定を受けている方の医療費控除

▼介護サービス利用料

施設サービスや居宅サービス（訪問看護、通所リハビリテーションなど医療系のサービスを利用している場合）の利用料は、医療費控除の対象となる場合があります。

▼おむつにかかる費用

要介護認定を受けている方で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の場合には、医師が発行する「おむつ使用証明書」の代わりに、介護保険課で確認した書類でも医療費控除の対象として申告することができます。条件がありますので、詳しくは問い合わせてください。

問合せ 介護保険課

☎ 内線 212

国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料を納めている方へ（年金天引き以外）

令和5年に納めた保険料をお知らせする「納付済額通知書」を1月31日(水)までに郵送します。

確定申告などで社会保険料控除を受けるときに、支払いを証明する書類としてお使いください。

問合せ 国民健康保険課

☎ 内線 207

03 申告に必要なもの

▼申告書（相談会場で申告する方は不要）

- * 市民税課、各支所で1月末頃から配布
- * 申告者本人と配偶者、扶養親族のマイナンバーの記載が必要です。

▼本人確認書類（次のいずれか）

- マイナンバーカード
- マイナンバー通知カードと運転免許証、健康保険証など

▼所得の計算に必要なもの

- 給与、年金などの令和5年分の源泉徴収票または給与明細書など

▼令和5年中に支払った下記の領収書または証明書

- 国民年金、国民健康・介護・後期高齢者医療保険料など
- 生命・地震・旧長期損害保険料
- 障害者控除の適用を受ける方は、障害者手帳など
- 医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書（市民税課、各支所で1月末頃から配布）。昨年中に支払った医療費を合計してからお越しくください。

04 所得税の確定申告（還付申告）

▼市で受付できる所得税の確定申告

「給与所得、雑所得のみの方」が対象です。確定申告をする方は、税務署からのはがきをお持ちください。

▼市で受付できない所得税の確定申告（次のいずれかに該当する方）

- 営業、農業、不動産所得の申告
- 株式、土地などの譲渡所得や配当、先物取引による所得の申告
- 災害などによる損害に係る控除の申告
- 住宅借入金等特別控除など、住宅税制による減税の申告
- 国外居住親族を扶養とする申告

* 該当する方は、前年の確定申告書と収支内訳書の控えを持参し、下記会場で申告してください。個人消費税、贈与税も申告できます。

とき*	ところ	対象
～2月15日(木)	午前9時～午後4時	還付申告の方
2月16日(金)～3月15日(金)	午前8時～30分前受付	全ての方

* 土・日曜日、祝日を除く（2月25日(日)のみ中央ビル4階（水戸市泉町2-3-2）で実施）
 * 混雑状況により、午後4時前に受付を終了する場合があります。

▼ご自宅から確定申告ができます！

マイナンバーカードをお持ちの方は、スマホ・パソコンを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。詳しくは国税庁HP（右記QR）をご覧ください。



ご不明な点など、お気軽にお問い合わせください。

市民税課 増淵 幸

入場には整理券が必要です！



当日会場で受け取るか、事前に国税庁LINE公式アカウント（下記QR）から取得してください。

* 申告相談をしない方は必要ありません。



問合せ

- 市・県民税の申告に関すること
市民税課 ☎ 内線 235
- 所得税、個人消費税、贈与税の申告に関すること
日立税務署 ☎ 21-6346